（案）市有財産貸付契約書

賃貸人　大仙市（以下「甲」という。）と賃借人　〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第２条　甲は、所有する次の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを賃借する。

２　貸付面積は、１カ所あたり１５㎡とする。

施設名	設置箇所	所在地『大仙市』	貸付料（総額）（税込）
大仙市役所大曲庁舎	正面玄関入口右側	大曲花園町１番１号	〇〇,〇〇〇円

（使用目的等）

第３条　乙は、貸付物件を「令和８年度大曲庁舎駐車場を活用した食品の移動販売事業者の募集実施要領」に基づき申請した用途として使用しなければならない。

２　乙は、貸付物件を使用するにあたっては、「令和８年度大曲庁舎駐車場を活用した食品の移動販売事業者の募集実施要領」を遵守しなければならない。

（貸付期間等）

第４条　貸付日は、別紙１に記載した〇日間とし、各日〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分までとする。ただし、乙が時間延長の申し出を行った場合、甲は駐車場の利用状況を鑑みながら、時間を延長させることができる。

（貸付料）

第５条　貸付料は、総額　〇〇,〇〇〇円（消費税および地方消費税額〇,〇〇〇円を含む。）とする。

２　乙は、前項の貸付料を、甲の発行する納入通知書により支払わなければならない。

３　乙は、貸付料を、納付書発行日から一月以内に支払わなければならない。

４　第１項の消費税および地方消費税の額は、契約日時点の税率により計算したものである。

５　乙の事情により、乙が出店することが出来なくなった場合でも貸付料の返還は行わない。

６　甲の事情により、乙が出店することが出来なくなった場合は、１回当り１，１００円を返還する。ただし、営業補償は行わない。

（遅延損害金）

第６条　乙は、指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、貸付料に年１４．６パーセント（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して１０日を経過した日以前の期間については、年７．３パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納めなければならない。ただし、遅延損害金の確定金額に１０円未満の端数があるとき、又は　その全額が１０円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（契約不適合責任）
第７条　乙は、賃貸借契約の締結後、貸付物件に数量の不足その他契約不適合事項があることを発見しても、貸付料の減額、損害賠償その他の請求をすることはできない。
（き損等の報告）
第８条　乙は、貸付物件の全部もしくは一部が滅失し、又はき損した場合は、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。
２　乙は、その責めに帰すべき事由により貸付物件を滅失し、又はき損した場合は、自己の費用をもって貸付物件を原状に回復しなければならない。
（転貸等の禁止）
第９条　乙は貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、貸付物件を転貸し、又は貸付物件の使用目的を変更してはならない。
２　乙は、本契約に基づく管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならない。
（実地調査等）
第１０条　乙は、期間終了後すみやかに貸付物件にかかる売上状況等を甲に報告しなければならない。この場合において、乙は報告を怠ってはならない。
（違約金）
第１１条　乙は、第４条に定める期間中に、第３条又は前条に定める義務に違反したときは、第５条に定める貸付料の１割に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、やむを得ない事情であると甲が認めたときは、この限りではない。
（契約の解除）
第１２条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
（１）甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。
（２）甲において、施設を廃止するとき。
（３）乙が納付期限後１か月以上経過しても貸付料を支払わないとき。
（４）乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
（５）乙が重要な事項に関して、虚偽があったとき。
（６）乙について破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申し立ての事実が生じたとき。
（７）乙が主務管庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃業、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
（８）乙は、自己の都合により契約を解除することができる。ただし、１４日前に甲に通知しなければならない。
（暴力団等の関与に対する大仙市の解除権）
第１３条　甲は、乙の役員又は経営に事実上参加している者が集団的又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織の関係者であると認められることが判明したときは、本件契約を解除することができる。この場合において、解除権の行使により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わない。
（貸付料の清算）
第１４条　この契約が貸付期間の途中で解除された場合において、その原因が第１２条第１号並びに第２号によるときその他乙の責めに帰することができない事由によるものであると甲が認め

た場合を除くほか、甲は、既納の貸付料のうち未経過期間の貸付料に相当する額を返還しないものとする。

（貸付物件の返還）

第１５条　貸付期間が満了した場合、又は第１２条並びに第１３条の規定により、この契約が解除された場合は、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めたときは、この限りではない。

（損害賠償）

第１６条　乙は、その責めに帰すべき事由により貸付物件の全部もしくは一部を滅失し、又はき損した場合は、当該滅失又はき損による貸付物件の損害に相当する損害賠償金を、甲に支払わなければならない。ただし、第８条第２項の規定により貸付物件を原状に回復したときは、この限りではない。

２　前項本文に規定する場合のほか、乙が本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（第三者への損害賠償）

第１７条　乙は、自らが貸付物件に設置した工作物等により、第三者が損害を被ったときには、一切の責任を負担するものとし、すべて自らにおいて処理を行い、甲に何らの負担も生じさせないものとする。

（費用負担等）

第１８条　乙は、自らが申請した用途で使用できるようにするための費用をすべて負担することとし、第１２条並びに第１３条の規定により貸付物件を返還する場合、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

（契約の費用）

第１９条　この契約の締結および履行に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

（住所等の変更の届出）

第２０条　乙は、所在地（又は住所）、商号又は名称、連絡先電話番号等に変更があったときは、速やかに甲に対して届け出なければならない。

（管轄裁判所）

第２１条　この契約から生ずる一切の法律上の訴訟については、本物件の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

（疑義の決定）

第２２条　この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和８年　　月　　日

賃貸人（甲）　秋田県大仙市大曲花園町１番１号
大仙市
大仙市長　　老　松　博　行

賃借人（乙）　秋田県
〇〇〇〇
代表　〇〇〇〇

別紙１（第４期）

令和９年１月					令和９年２月					令和９年３月				
月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
				1	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
				－										
4	5	6	7	8	8	9	10	11	12	8	9	10	11	12
								－						
11	12	13	14	15	15	16	17	18	19	15	16	17	18	19
―														
18	19	20	21	22	22	23	24	25	26	22	23	24	25	26
						－				－				
25	26	27	28	29						29	30	31		

出店時間

①　１１時００分　～　１３時３０分

②　１６時００分　～　１８時００分

合計　　日（合計　　円）

※貸付料：１，１００円／部